

Z-71-D [第一問] 解 答

問 1 (1)

1. 収益の計上時期
(1) 原則 ④◎
内国法人の資産の販売もしくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
(2) 公正処理基準に従って収益経理した場合 ①○
内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の(1)の日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、(1)にかかわらず、その資産の販売等に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の益金の額に算入する。
(3) 申告調整をした場合 ①△
内国法人が資産の販売等を行った場合（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って(1)の日又は(2)の近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、その資産の販売等に係る(2)の近接する日の属する事業年度の確定申告書にその資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につきその事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、(2)の規定を適用する。
2. 収益の計上額の原則 ③◎
内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として1. (1)又は(2)によりその事業年度の益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売もしくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

問 1 (2)

1. 機械装置 a の販売に係る収益の計上時期及び収益の額
機械装置 a は、A 社の棚卸資産である。そして、棚卸資産の販売に係る収益の計上時期は、その引渡
しの日属する事業年度とされ、その収益の額は、その販売した資産の引渡しにおける価額とされる。
なお、引渡しの日は、引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計
上を行うこととしている日による。 ③◎ (法)
A 社は、過去に機械装置 a を単独で販売した時は、相手方が検収した日に収益計上し、相手方の B 社
は令和 3 年 3 月 30 日に検収が完了しているため、その日が引渡しの日となる。また、その対価の額
10,000,000 円が販売した資産の引渡し時の価額となる。 ①〇 (あ)
したがって、本問機械装置 a の販売に係る収益の計上時期は、A 社の令和 3 年 3 月 30 日属する事業
年度とされ、その収益の額として 10,000,000 円を益金の額に算入する。 ①〇 (結)
2. 機械装置 a の係る保守サービスの収益の計上時期及び収益の額
機械装置 a に係る保守サービスは、A 社による役務の提供である。そして、その役務の提供に係る収
益の計上時期は、その提供の日属する事業年度とされ、その収益の額は、その提供をした役務につき
通常得べき対価の額とされる。 ③◎ (法)
A 社は、保守サービスの提供期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間とされて
いるため、役務の提供の日属する事業年度はその 2 年間に属する事業年度である。また、その保守料金
2,400,000 円が提供をした役務につき通常得べき対価の額となる。 ①〇 (あ)
したがって、本問機械装置 a に係る保守サービスに係る収益の計上時期は、A 社の上記の 2 年間の属
する事業年度、具体的には令和 4 年 3 月期と、令和 5 年 3 月期となる。また、その収益の額は保守料金
2,400,000 円を上記 2 年間に配分した金額となる。具体的には上記 2 事業年度はいずれも各 1,200,000 円
となり、この額をそれぞれの事業年度の益金の額に算入する。 ①〇 (結)

(法) : 法的理由

(あ) : あてはめ

(結) : 結論

問 1 (3)

収益の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計
算されるものとする。そして、その基準によると収益の額は、その実現があった時、すなわち、その収
入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる。 ①◎ (法)
C社は、交付を受けた協力金につき、交付決定日を令和3年2月25日として通知を受けているため、
その日に収入すべき権利が確定したものといえる。 ①○ (あ)
したがって、本問交付を受けた協力金の収益の計上時期は、令和3年2月25日の属する事業年度の益
金に計上すべきものと考えられ、その収益の額は交付を受けた100万円となる。 ①○ (結)

- (法) : 法的理由
- (あ) : あてはめ
- (結) : 結論

問 2(3)

1. 寄附金の意義及び範囲
寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金
銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合におけるその金銭の額もしくは金銭以
外の資産の贈与時の価額又は経済的利益の供与時の価額による。ただし、広告宣伝費、見本品費、交際
費、福利厚生費等とされるべきものを除く。 ③◎ (法)
E社は、G社への支援として5,000,000円の売掛債権を放棄しているが、当該売掛債権の放棄時にお
けるG社への財政状況は、E社に当該売掛債権を弁済できないほどのものではなかったため、これはE社
によるG社への経済的利益の無償の供与に該当する。 ①〇 (あ)
したがって、当該売掛債権の放棄は、寄附金に該当し、その寄附金の額は、経済的利益の供与時の価額
である債権放棄額の5,000,000円となる。 ①〇 (結)
2. 完全支配関係の場合
内国法人が、その内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国
法人に対して支出した寄附金の額は、損金の額に算入しない。 ②◎ (法)
E社とG社の関係は、G社はE社による完全支配関係のある子会社（E社は当期を通じてG社株式を
100%保有）であるため、上記売掛債権の放棄は、法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して
支出した寄附金の額に該当する。 ①〇 (あ)
したがって、本問債権放棄額の5,000,000円は、その全額がその債権放棄時の属する事業年度の損金
の額に算入されない。 ①〇 (結)
3. 寄附修正事由
(1) E社の寄附修正事由に基づく税務上の処理 ①◎
E社の利益積立金額を5,000,000円増加させるとともに、G社株式の帳簿価額を同額増加させる。
(2) 寄附修正事由の意義
子法人が他の内国法人から受贈益の益金不算入の適用がある受贈益の額を受け、又は子法人が他の内

(法) : 法的理由

(あ) : あてはめ

(結) : 結論

問 2 (3) (続き)

<p>国法人に対して寄附金の損金不算入の適用がある寄附金の額を支出したことをいう。 ②△ (法)</p>
<p>(3) 利益積立金額の増加額</p>
<p>法人が有するその法人との間に完全支配関係がある子法人株式等について寄附修正事由が生ずる場合</p>
<p>の受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額から寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を減算</p>
<p>した金額が、利益積立金額の増加額となる。 ①△ (法)</p>
<p>E社の完全子法人であるG社は、E社から受贈益の益金不算入の適用がある受贈益の額を受けている</p>
<p>ため、寄附修正事由が生じている。 ①△ (あ)</p>
<p>したがって、受贈益の額 5,000,000 円にその持分割合 100%を乗じて計算した金額の 5,000,000 円が、</p>
<p>E社における利益積立金額の増加額となる。 ①〇 (結)</p>
<p>(4) 子法人株式等の帳簿価額</p>
<p>寄附修正事由が生じた直後の子法人株式等の帳簿価額は、その寄附修正事由が生じた直前の帳簿価額</p>
<p>に(3)の利益積立金額の増加額を加算した金額とする。 ①△ (法)</p>
<p>(3)の利益積立金額の増加額は 5,000,000 円である。したがって、E社におけるG社株式の帳簿価額</p>
<p>は、その 5,000,000 円を加算した金額とする。 ①〇 (結)</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

(法) : 法的理由

(あ) : あてはめ

(結) : 結論

Z-71-D 【第二問】 解 答

問 1 (1)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・社外流出の別)	計 算 過 程
損金経理納税充当金 5,000,000 (加算・留保) ①◎	1. 納税充当金支出事業税等 $4,000,000 - 2,190,000 - 590,000 = 1,220,000$
納税充当金支出事業税等 1,220,000 (減算・留保) ①◎	2. 損金経理附帯税等 580,000 $180,000 + 50,000 + 110,000 + 120,000 + 40,000 + 80,000 = 580,000$
損金経理法人税等 1,680,000 (加算・留保) ①◎	
損金経理住民税 410,000 (加算・留保) ①◎	
損金経理附帯税等 580,000 (加算・社外流出) ①◎	
損金経理過怠税 60,000 (加算・社外流出) ①◎	
役員給与損金不算入額 18,000 (加算・社外流出) ①◎	
損金経理罰金等 15,000 (加算・社外流出) ①◎	

問 1 (2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・社外流出の別)	計 算 過 程
寄附金の損金不算入額 5,000,000 (加算・社外流出) ㊟㊟ 譲渡損益調整勘定繰入額 (機械装置 e) 2,400,000 (加算・留保) ㊟㊟ 譲渡損益調整勘定戻入額 (機械装置 e) 360,000 (減算・留保) ㊟㊟ 受取配当等の益金不算入額 1,000,000 (減算・社外流出) ㊟㊟ 法人税額から控除される所得税額 204,200 (加算・社外流出) ㊟㊟ 譲渡損益調整勘定戻入額 (G社株式) 1,430,000 (減算・留保) ㊟㊟	1. 当社と C 社との取引 戻入額 (機械装置 e) $2,400,000 \times \frac{9 \text{ 月}}{5 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 360,000$ 2. 当社と D 社との取引 土地 F は、税務上調整すべき金額がない。その理由は土地 F の譲渡直前帳簿価額が 8,000,000 円であり、1,000 万円未満であることから、譲渡損益調整資産に該当しないからである。㊟㊟

問 1 (2) (続き)

--	--

別表五 (一) 利益積立金額の計算に関する明細書

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
C社株式			5,000,000	②〇 5,000,000
譲渡損益調整勘定 (機械装置 e)		360,000	2,400,000	②◎ 2,040,000
譲渡損益調整勘定 (G社株式)	1,430,000	1,430,000		②◎ 0

問 1 (3)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・社外流出の別)	計 算 過 程
個別貸倒引当金 繰入額繰入超過額認容 (I 社) 1,500,000 (減算・留保) ②◎ 一括貸倒引当金繰入額 繰入超過額認容 182,000 (減算・留保) ②◎ 貸倒損失減算 3,000,000 (減算・留保) ②◎ 個別貸倒引当金 繰入額繰入超過額 (J 社) 1,560,000 (加算・留保) ②◎ 一括貸倒引当金繰入超過額 378,900 (加算・留保) ②△	1. 個別貸倒引当金 (J 社) (1) 限度額 $(2,400,000 + 1,080,000) \times 50\% = 1,740,000$ (2) 超過額 $3,300,000 - 1,740,000 = 1,560,000$ 2. 一括貸倒引当金 (1) 一括評価金銭債権の額 $(97,000,000 - 3,000,000 - 2,400,000) + 35,000,000 +$ $(26,000,000 - 1,080,000) + (8,600,000 - 10,000 - 3,000,000)$ $= 157,110,000$ (2) 実績基準 (計算式、端数処理含め ①○) $157,110,000 \times (\text{注}1) 0.0083 = 1,304,013$ (注 1) $\frac{(350,000 + 960,000 + 810,000 + 1,500,000) \times 12/36}{(138,300,000 + 147,800,000 + 152,600,000) \div 3} = 0.008251 \dots 0.0083$ (小数点以下 4 位未満切上) (3) 法定基準 ① 一括評価金銭債権 157,110,000 ② 実質的に債権とみられないものの額 イ 原則法 H社 $7,000,000 + 1,500,000 = 8,500,000 > 8,000,000$ $\therefore 8,000,000$ ロ 簡便法 $157,110,000 \times (\text{注}2) 0.052 = 8,169,720$ (注 2) $0.05229 \rightarrow 0.052$ (小数点以下 3 位未満切捨) ハ $イ < ロ \therefore 8,000,000$ (法定繰入率 ①◎) ③ $(157,110,000 - 8,000,000) \times \frac{10}{1,000} = 1,491,100$ (4) $(2) < (3) \therefore 1,491,100$ (5) 超過額 $1,870,000 - 1,491,100 = 378,900$

問 1 (3)

--	--

問 2 (1)

欠損金の当期控除額	計 算 過 程
<p>10,021,500 ②×</p>	<p>1. 別表四所得金額差引計</p> <p>(1) K氏未払金のうち現金で返済した金額 $600,000 - 500,000 + 30,000 - X - 81,000 = 40,500$ $X = 8,500$</p> <p>(2) 土地Lの売却益 $29,000,000 - 20,000,000 = 9,000,000$</p> <p>(3) K氏からの債権放棄額 $30,500,000 - (8,500^{(現金返済額)} + 29,000,000^{(土地Lの時価)}) = 1,491,500$</p> <p>(4) 当期純利益 $(30,000 + 9,000,000 + 1,491,500) - (500,000 + 40,500) = 9,981,000$</p> <p>(5) 差引計 $9,981,000 + 40,500 = 10,021,500$ ①△</p> <p>2. 欠損金の当期控除額</p> <p>(1) 青色欠損金 $1,250,000 < 10,021,500 \therefore 1,250,000$ ①△</p> <p>(2) 解散の場合の欠損金</p> <p>① 欠損金額等 $19,981,000 - 1,250,000 = 18,731,000$</p> <p>② 所得金額差引計 $10,021,500 - 1,250,000 = 8,771,500$</p> <p>③ ① > ② $\therefore 8,771,500$</p> <p>(3) (1) + (2) = 10,021,500</p>

問 2 (2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・社外流出の別)	計 算 過 程
損金経理納税充当金 40,500(加算・留保) ㊦ 残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡損失額 5,200,000(減算・社外流出) ㊧×	1. 残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額 $10,800,000$ (土地〇の時価) $- 16,000,000$ (簿価) $= \triangle 5,200,000$

みなし配当の金額	計 算 過 程
1,528,500 ㊦	1. 現金残高 $900,000 + 300,000 - 350,000 - 81,000 - 40,500 = 728,500$ 2. 交付金銭等 $728,500 + 10,800,000 = 11,528,500$ 3. 資本金額等の額 $10,000,000 \times 1 = 10,000,000$ 4. 2. $-$ 3. $= 1,528,500$